

閉鎖性海域における水質環境保全対策についての要望

2004年10月4日

(社)日本経済団体連合会

環境リスク対策部会

環境管理ワーキング・グループ

座長 奥村 彰

閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）における水質改善を図るために、水質総量規制制度が創設され20余年が経過した。その間、産業界をはじめとする関係者の不断の努力により、COD等の発生負荷量は大幅に削減され、赤潮、青潮の発生及び漁業被害は改善されつつある。

こうした状況にもかかわらず、現在、本専門委員会において、「COD、窒素及びりんの環境基準の達成率は十分な状況になく、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生している。」（中環審諮詢文）との認識に基づき第6次水質総量規制に向けた検討が進められている。

われわれ産業界は、今後の閉鎖性海域の水質改善においては、次のような原点に立ち返った検討が必要であると考える。

- (1)各企業の長きにわたるCOD削減努力の結果、赤潮、青潮や漁業被害の発生が減少しつつあるにも拘らず、規制的措置は長期間続いていることから、効果的な制度のあり方の再検討が必要である。制度の運用においても、自治体における環境保全協定（公害防止協定）による上乗せ規制等については目標との整合性に留意しつつ検討されるべきである。また測定頻度及び測定箇所等測定方法改善の必要性や技術開発等による水質環境保全対策のコストの合理化が強く求められている。
- (2)閉鎖性海域の水質環境保全対策については、閉鎖性海域の総合的な利用計画の策定を前提に、海域環境のあり方を明確にしたうえで、富栄養化発生メカニズムの解明や対策の効果が適切に反映される仕組みづくりが不可欠であるとの指摘がある。また、5年ごとに環境基準の達成率のみを検証し、追加対策が講じられてきた現行水質総量規制制度に対しては、その対策効果の点から疑問が多い。

以上を踏まえ、今後の閉鎖性海域における水質環境保全対策について、下記の通り要望する。

記

1. これまでの「水質総量規制」の取組み結果について、まず総合的な評価を行なうべきである。
 - ① COD等の発生負荷量の着実な削減にも関わらず、環境基準達成率には明らかな改善の成果が見られない原因について、関係すると考えられる全ての要因を明らかにした上で、閉鎖性海域の環境汚染メカニズムの解析が必要である。
 - ②第5次からの取組みである窒素、りん削減は、従来の取組みの成果を踏まえた平成16年度の実績評価が必要である。
2. 上記の総合評価に基づき、今後の施策目標を明らかにし、それを効果的に達成するための閉鎖性海域環境保全に関する長期ビジョンが必要である。
 - ①施策目標の指標として何が最もふさわしいのか、再検討が必要である。
 - ②窒素、りんを含むこれまでの取組みの解析の結果、ならびに上記の明確化されるべき施策目標に基づいて、政策の公平性に配慮しつつ、最も効率的かつ実現可能な具体的施策を検討すべきである。
3. 具体的な施策推進にあたっては、東京湾と伊勢湾・瀬戸内海それぞれの海域ごとに水質環境の現況が異なっていることを勘案し、海域ごとの長期ビジョンの作成、それに基づく施策の実行が必要である。
4. 水質環境保全対策の維持・運用には多額の費用を掛けているところではあるが、新技術の開発による合理的な対策に対する国の積極的な支援を改めて要望する。

以上